

## 仕 様 書

社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「甲」という）と認知症対応型共同生活介護食事提供契約による事業者（以下「乙」という）との食事提供に関する内容を次のとおり定める。

### 1 件 名

認知症対応型共同生活介護食事提供契約

### 2 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 対象施設及び利用者定員数

グループホーム奥沢・共愛 18名  
東京都世田谷区奥沢7-50-13

### 4 予定食数

年間利用者予定食数 21,900食（7300セット）  
（定員18名+検食2名）×3食×365日

### 5 業務内容

以下の内容については、食品衛生法など食事提供業務に関する法令に準じた対応を行うこと。

#### （1）提供内容

冷凍または冷蔵副食の手配及び配達

#### （2）提供日

365日（ただし発注しない日がある）

#### （3）発 注

- ① 乙が指定した方法により発注する。ただし、その発注方法では甲の運営に支障がある場合には、甲乙双方協議の上決定すること。
- ② ①で決定した期限以降に発生した発注変更は甲が負担する。ただし、乙が許容できるのであればその限りではない。
- ③ 発注は3食を基本とするがイベント等で発注をしない場合がある

#### （4）食事内容

- ① 冷凍または冷蔵の総菜であること。
- ② 高齢者施設の特性を踏まえた内容とすること
- ③ 栄養バランスがよく、食事満足度向上を目標に献立を作成すること

- ④ 乙は献立に変更がある場合は速やかに甲に報告をしなければならない。万が一甲が変更を許容できない場合に発生するキャンセル費用は乙が負担する。

(5) 食事配送

- ① 配送においては衛生面に配慮した対応を行うこと
- ② 配送後に発注と相違が明らかになった際には、乙の責任において対応を行うこと。
- ③ 配送を外注する場合は、乙の責任において管理すること。
- ④ 配送料が発生する場合は、事前に甲へ報告すること。

(6) その他

契約内容の変更を求める場合には、協議の上実施時期を決定すること

6 その他

- (1) 乙が取り扱っている商品で食中毒等の事故が発生した場合には速やかに甲に報告しなければならない。
- (2) 乙が提供する食事において、食中毒・異物混入等の事故により甲または甲のサービスを利用する方に被害が出た場合、その損害分を賠償しなければならない。
- (3) 災害等により、配送が困難な場合は速やかに甲へ報告しなければならない。また、それに伴い食事提供ができない場合は、乙は代替食を提供に努めなければならない。ただし甲は乙が食事提供をできない場合を想定して非常食を準備しておくこと。